時事新報

明治十九年二月十日　水曜日
舊丙戌正月七日（辛、丑）
日出午前六時五十四分　入午後五時三十五分
月出午前十時四分　入午後十一時十一分
滿潮午前九時十九分　午後九時三十五分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭ル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函館　新潟　大阪
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ巻
前橋　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
雜司ヶ谷　板橋　杉戸　幸手　久喜　新宿　千葉　登戸
其外　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
[illegible]

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘	五錢五厘	五錢二厘
自五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

東京市中の防火法（前號の續き）

火災防禦は忽にすべからざると並に之を防ぐに家屋を改造するは急務なることは前號の紙上に論述せしが如し然れども家屋改造の事たる何れも重大なる事業なれば假令東京府民が非常の熱心を以て此事を擧行せんとするとも議論もあれば遲滯遷延に陷るの恐れあるものなるに前にも云へる如く多數の人民は目前の費用を憚りて永遠の利益を思ふに暇あらざるものなれば今例へば府民に百万圓の新税を課して漸次に市中の家屋を改造せしめんと云はゞ無智短見の徒は必ず囂々として異議を唱へあらゆる力を盡して此企を破壊せんと務むるは鏡に掛けて見るが如し之を思へば我輩が家屋改造の希望も茫乎として雲霧の中に在るの思あるを得ず左れば私かに理論上の急務を先として家屋改造の一事のみを望まば東京市民は今後長く火災の害を免るゝ能はざるが故に我輩は一方には飽までも家屋を改造して火災を未發に防がんとを望む傍らに又一方には今日の消防法を改良して既發の火災の蔓衍を防ぎせめては今日よりも少しく火災の慘毒を少なくせんことを望まざるを得ず依て聊か少しく消防法改良の意見を陳して當局者の參考に供せんと欲す

現今東京府下の消防の仕組を聞くに消防の事務は總て警視廳に屬し警視廳内に消防本部を置き十五區内に六分署を置き各分署に一定の消防夫を配置し警部巡査數名を消防司令官として各分署を統轄せしめ本分署共に年中毎日八名乃至十二名の消防夫として交代當直して不意の警めに備へしめ毎年十一月の初より翌年五月の初迄即ち冬春二季の火災多き時節に至れば別に五十三箇所の消防分遣所を設け一箇所毎に消防夫十名として交代當直せしむ而して消防夫の數は一組五十人（一組は組頭副組頭各一人小頭副小頭各二人一等消防手廿八人二等消防手二十四人より成る）にして都合四十組即ち二千人あり一分署の管する所多きは五百人より少きは二百五十人に至り一組毎にポンプ其他消防器具を備へ出火の際には組頭小頭等が組中の人員を率て火事場に臨み他の種々と共に消防司令官の指揮を受て消防に從事す倍又消防夫の給料は平常足留給として一人に付二圓より二十錢迄の月手當を給し又消防本分署に當直する者には一人に付四十錢より三十錢迄消防分遣所に當直するものには一人に付二十錢より二十錢迄は當直日當を給し此外に出火の際には火掛日當と稱して非番の消防夫一人に付臨時に二十錢より十五錢迄の日當を給するの法なり今明治十八年度九箇月分の消防費豫算を聞くに區部警察費中消防及び水防費に屬する金額は六萬三百三十餘圓にして内、地方税の負擔に係るもの二萬四千百三十餘圓國庫支辨に屬する者三萬六千二百餘圓此の中水防費千六十餘圓を除きて消防費に使用すべきものは五萬九千二百七十餘圓なりと云ふ（本文の豫算は會計年度の變りたる際にて九箇月分の豫算なれば一年分の經費を知らんと欲せば此割合にて推算せざるべからず讀者之を諒せよ）

右は我輩が聞得たる現今の消防法の大要にして其組織頗る整備するが如くなれども我輩の見る處にては尚不完全なりと思はるゝもの少なからず而して其不完全なる要點は重に消防器具の備はらざると消防の手續の迅速ならざるとにあるものゝ如し抑火を防ぐに水を以てせざるべからざるは物理の定則にして古今の通理なれども徳川時代には殆ど水を以て火を防ぐの器具なく僅に龍吐水と稱する不完全のポンプを以て最上の防火器とする程なれば當時の消防は器械の力に依らずして專ら消防夫の腕先きに頼りたりと云ふも可なり然るに維新後明治六年頃に至り故川路大警視が始めてポンプ十餘臺を佛國より買入れ尋て石川島監獄署の囚徒其他をして之を摸造せしめ又一昨年頃より獨逸製のポンプをも摸造して夫々消防の用に供することとなし現今にては各消防組に獨佛式のポンプ各一臺宛を備へ合せて八十臺のポンプを備ふるに至りたれば往時に比すれば消防器具の改良したること幾許あるを知らず然れども元來東京の家屋は概ね火に罹り易き木造の建物なれば其ポンプの力が龍吐水に十倍するも未だ之を以て十分に火を防ぐに足らず若しも我輩の希望の如く東京市中の家屋が悉く煉瓦又は石造の建物となるに至らば今日丈けの消防器具にて十分に防火の目的を達する事もあらんと雖も現に西洋諸國の大都會の如き概ね煉瓦石造の建物より成れる市府にてすら近年蒸氣ポンプの發明以來之を重に之を採用して尋常のポンプの如きは田舍の都邑にて之を用ふるに過ぎずとの事なれば況て今日の東京の如き火災の頻繁とも云ふべき場所に於ては決して獨り之を頼みて自ら安んずること能はず左れば當局者も夙に此邊に着目して昨年中始めて數臺の蒸氣ポンプを買入れ之を實地に試用することとなしたるは我輩の最も賛成する所なり蒸氣ポンプは人力を借らずして汽力にて運轉せしむるものなれば人手を省くが上に運動にも不規則なくして其水を放射するの力は尋常のポンプに十倍し今日に於て防火器の最も精良なるものなれば普ねく之を用ふるときは府下の火災を減少せしむるに於て著るしき効果あらんと疑を容れず然るに如何せん現今東京市中に備へある蒸氣ポンプは僅に三臺に過ぎざれば此少數にては假令何程の利器なりとも其功能の及ぶ所の區域甚だ狹小ならざるを得ず勿論當局者の心にも之を以て足れりとせずして追々に其數を増加すべき見込あるべけれども我輩は唯一日も早く不足なき丈けの數を備へんことを欲するなり東京市中幾許の蒸氣ポンプあらば不足なきや實際其局に當れる人々ならでは知り難き所なれども今假りに各消防組に一臺宛を備へし先都合四十臺の蒸氣ポンプあれば之が爲めに大に防火の働きを増すべし若しも是にても不足ならば之を二倍して八十臺となすべし倘不足ならば三倍して百二十臺となすべし聞く所に據れば蒸氣ポンプ一臺の代價は大形にて凡三千五百圓内外なりと云へば四十臺の價は凡十四萬圓百二十臺とするも四十二萬圓に過ぎず勿論東京十五區の地方税六十六萬餘圓（明治十九年度豫算）に割合すれば四十二萬圓は些少の金額にあらざるが故に今ポンプ一品を買入るゝ爲めに一年の負擔に四十二萬圓を増加すべしと云はゞ俗人は必ず此一言に膽を破られて初めより之を目するに狂人の説を以てするならん然れども試に思へ今年此四十萬圓を費やしたる爲めに今年よりと毎年火災の爲めに三百萬圓の富を失ふべきものが二百萬圓若くは百萬圓の損失にて止ることとならば一箇年間の計算にても差引五十萬圓乃至百五十萬圓を得るの勘定あらずや況や一たび蒸氣ポンプを備ふれば其後は別に費用を要せずして永く火災の害を少うすることを得るを以て永年間の利益を見積れば最初四十餘萬圓の出費の如きは言ふにも足らぬ小額なるに於てをや且我輩は防火器の改良に金を費やすの損失ならざるを證せんが爲めに態と極端の場合を取て假りに一箇年間に四十餘萬圓を支出するものと定めたるものなれども實際に於てはポンプ買入れの費用は必ずしも四十餘萬圓を要せず或は今後通常の佛獨式のポンプの如く内國にて之を摸造することを得るとも必ずしも一年間に之を支出するを要せず府債其他の方法を以て永年を期し少し宛之を支辨するの工風は樣々あれば之を行ふにも亦必ずしも世俗の耳目を驚かすの恐れありと云ふべからず消防器具の改良一日も猶豫すべからざるなり（未完）

官報

○府縣會議員及選擧被選擧權所有者數　内務省に於て一昨十七年三月の調査に係る各府縣會議員及選擧被選擧權を有する人員は左の如し（内務省報告）

府縣	議員	選擧權ヲ有スル者	被選擧權ヲ有スル者
東京	七五	一二、〇七二	六、七三〇
京都	九二	二九、六一三	一五、〇八二
大阪	七二	六六、一五七	三九、七三〇
神奈川	五八	三二、八三二	一五、〇八五
兵庫	八四	七一、五八三	四四、六二六
長崎	三四	二〇、八五六	七、〇九二
新潟	六一	五二、九四九	二八、〇二二
埼玉	三九	五三、八四五	二八、六七一
群馬	六六	三六、三三一	一六、五四八
千葉	五四	五九、七五五	二八、七五六
茨城	四七	四八、七六七	二三、四九四
栃木	三七	三五、四一五	一八、四一二
三重	五〇	六〇、七八九	三七、〇一二
愛知	八三	七〇、四九五	二五、五四七
靜岡	四二	四一、二二五	二一、一八八
山梨	三九	一三、三〇〇	六、一七三
滋賀	五二	四六、七八二	二七、二三三
岐阜	五四	三九、六七三	一八、六六九

長野　宮城　福島　岩手　青森　山形　秋田　福井　石川　富山　鳥取　島根　岡山　廣島　山口　和歌山　徳島　愛媛　高知　福岡　大分　佐賀　熊本　宮崎　鹿兒島　總計

二[illegible]

○通貨の事歴
且其貿易ニ
貨ノ流出
舶來商品
ノ勢ヲ以
西洋ト我
會ノ商估
ノ結果ヲ
享保小判
ケシメタ
リ蓄前段
諸藩各其
年會政府
ハ到底貨
身スヲモ
行ノ紙札
リ京都市
問シタル
藩札ヲ停
チ以テ享
先年（寶永
ト雖會テ
手タル
五箇年ニ
當期ノ役
勘定奉行
享保ノ資
諸國及其
ノ如キ）
ノ通貨ノ
僞其ノ地
底ニ入ル
述ヘ其ニ
ナル故
其ノ改正
ノ止ム

○倫敦特別
英國不景氣
ざる迄なく
氣を感ずる
實際少しく
ふれ風なる
すると見る
ば政府よて
なり又學者
なりて未だ